

「聖・オリーブの郷」施設サービス運営規程

1. 運営の方針

- (1) 当施設では、利用者の有する能力に応じ、自立した日常生活を営むことができるよう、施設サービス計画に基づいて、医学的管理の下における機能訓練、看護、介護その他日常的に必要なとされる医療並びに日常生活上の世話をを行い、居宅における生活への復帰を目指す。
- (2) 当施設では、感染症対策委員会を設置し、感染症対策の検討及び実施を行い、感染症管理体制の徹底を図る。
- (3) 当施設では、事故対策委員会を設置し、事故防止対策の検討及び再発防止への対策を行い安全管理体制の徹底を図る。
- (4) 当施設では、利用者の意思及び人格を尊重し、自傷他害の恐れがある等緊急やむを得ない場合以外、原則として利用者に対し身体拘束を行なわない。但し、自傷他害の恐れがある等緊急やむを得ない場合は、管理者又は医師が判断し、利用者の行動を制限する行為を行う場合があるが、利用者、身元引受人へその旨を説明、相談し記録として残すものとする。
- (5) 当施設は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じるものとする
- (6) 当施設では、介護老人保健施設が地域の中核施設となるべく、居宅介護支援事業者、その他保健医療福祉サービス提供者及び関係市区町村と綿密な連携をはかり、利用者が地域において統合的サービス提供を受けることができるよう努める。
- (7) 当施設では、明るく家庭的雰囲気重視し、利用者が「にこやか」で「個性豊かに」過ごすことができるようサービス提供に努める。
- (8) サービス提供にあたっては、懇切丁寧を旨とし、利用者又はその家族に対して療養上必要な事項について、理解しやすいように指導又は説明を行うとともに利用者の同意を得て実施するよう努める。
- (9) 利用者の個人情報の保護は、個人情報保護法に基づく厚生労働省のガイドラインに則り、当施設が得た利用者の個人情報については、当施設での介護サービスの提供にかかる以外の利用は原則的に行わないものとし、外部への情報提供については、必要に応じて利用者またはその身元引受人（代理人）の了解を得ることとする。
- (10) 当施設は、介護保健施設サービスを提供するに当たっては、介護保険法第118条の2第1項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めるものとする。

2. 施設の利用に当たっての留意事項

- (1) 施設利用中の食事は、特段の事情がない限り施設の提供する食事を摂取いただくこととする。施設は施設サービス計画にに基づき利用者の心身の状態に影響を与える栄養状態の管理をサービス内容としているため、食事内容を管理・決定できる権限を委任いただくこととする。
- (2) 面会は原則として次に定める時間とする。 午前9時から午後6時30分まで
消灯時間は、午後9時を原則とする。
- (3) 外出・外泊は、原則として自由とするが、届出書により許可の基に行う。
- (4) 飲酒及び酒類の持ち込みは、厳に禁ずるものとする。
- (5) 喫煙をする場合は、定められた喫煙所において、当施設の定める時間等に行う。ライター、煙草は当施設で管理するものとする。
- (6) 火気の取扱いは、利用中は原則として禁止する。
- (7) 設備・備品の利用について、職員の指示がある場合は、指示に従うものとする。
- (8) 所持品・備品等の持ち込みは、必要な物に限るものとする。
- (9) 金銭・貴重品の持ち込みは、原則としてその管理を利用者が行うことができる範囲内とする。
- (10) 外出、外泊時の施設外での受診は緊急時を除き、原則として当施設の医師の許可なく受診し、また与薬を受けることはできない。
- (11) 利用者の「営利行為、宗教の勧誘、特定の政治活動」は、禁止する。
- (12) 他利用者への迷惑行為は禁止する。

3. 緊急時・事故発生時の対応方法、非常災害対策

利用者に容体の変化等があった場合は医師に連絡する等必要な処置を講ずるほか、ご家族の方に速やかにご連絡致します。
緊急の場合は、当施設の医師がかけつけ医療機関又は、受け入れ可能な病院を選びますのでご了承をお願いします。

- (1) 利用者の家族等への連絡
事故が発生した場合は、利用者に対し応急処置、医療機関への搬送等の措置を講ずるとともに、速やかに家族等に事故発生状況及び今後の対応等の説明を致します。
- (2) 居宅介護支援事業所への連絡
事故により居宅サービス計画に変更が生じる可能性がある場合は、担当の介護支援専門員に利用者の状況を連絡致します。
- (3) 市町村への報告（保険者への連絡）
事故により入所者の要介護認定に影響する可能性がある場合は、事故の概要を速やかに市町村（保険者）に報告致します。
- (4) 損害賠償等の措置
所定の手続きに従い利用者及び家族と話し合い、必要な損害賠償を行います。
- (5) 防災設備 消火器、スプリンクラー設備、自動火災報知設備、火災通報装置、非常放送設備、誘導灯、非常電源設備
- (6) 防災訓練 避難誘導訓練・通報訓練・総合避難訓練

4. 協力医療機関等

- (1) 済生会福島総合病院
- (2) 八子医院
- (3) 福島南循環器科病院
- (4) 北福島医療センター
- (5) 保原中央クリニック
- (6) 中野クリニック
- (7) 大原総合病院
- (8) 福島西部病院
- ※協力歯科医院 伊達デンタルクリニック

5. 利用者からの苦情に対する処置

- (1) 目的
 利用者が施設のサービスに関し、苦情・要望等の申出があった場合、速やかに苦情対応委員会に報告し、委員会は協議・改善を行い、その結果を入所者及び家族に報告することにより、常により良いサービスを提供する事を目的とする。
- (2) 担当窓口（入所者からの相談・苦情等に対する窓口）
- | | | | | | |
|-----------|--------------|-------|---------------|--------------|-----------------|
| ① 電話番号 | 024-536-5000 | | | | |
| ② 受付担当者 | 支援相談員 | 朽木 研輔 | 五十島 宏美 | | ⑥ その他苦情相談窓口 |
| ③ 苦情解決責任者 | 事務長 | 半澤 和幸 | | ◎福島市介護保険課 | TEL024-525-6587 |
| ④ 第三者委員 | 創世福祉事業団評議員 | 石原 寿晃 | 080-9655-3661 | ◎福島県運営適正化委員会 | TEL024-523-2943 |
| | // | 大内 滋子 | 080-7641-6554 | | |
- ⑤ 受付時間 午前9時～午後5時(第三者委員は土・日・祝日を除く)
- (3) 受付及び対応体制・手順
- 利用者からの苦情・要望等の申出。
 - 受付担当者は、苦情受付書に記載する。
 - 受付担当者は、申出の内容事実確認を行う。
 - 解決責任者は、苦情対応委員会に報告を行う。
 - 苦情対応委員会は、申出を十分協議し、適切な対応をとる。
 - 解決責任者は、委員会の対応について速やかに利用者及び家族に報告しなければならない。

利用料金表

■基本利用料 介護報酬告示上の額に各利用者の介護保険負担割合証に記載された負担割合を乗じた額とする。

基本利用料(1) 1日あたり

区分	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
多床室利用の方	871円	947円	1,014円	1,072円	1,125円
個室利用の方	26,130円	28,410円	30,420円	32,160円	33,750円
	788円	863円	928円	985円	1,040円
	23,640円	25,890円	27,840円	29,550円	31,200円

加算費用	日額	月額	税区分	備考
サービス提供体制強化加算(Ⅱ)	18円	540円	非課税	
初期加算	30円	900円	非課税	入所から起算し30日以内
夜勤職員配置加算	24円	720円	非課税	
安全対策体制加算	—	20円	非課税	月1回算定
介護職員等処遇改善加算Ⅰ	—	7.5%	非課税	当該月の介護保険個人負担分合計金額の7.5%
療養食加算	6円(1回)	540円	非課税	(1食あたり)
経口移行加算	28円	840円	非課税	
経口維持加算(Ⅰ)	—	400円	非課税	
経口維持加算(Ⅱ)	—	100円	非課税	
短期集中リハビリテーション実施加算	200円	—	非課税	入所から起算し3ヵ月以内

※その他必要に応じて加算が発生する場合があります。

基本利用料(2)

内容	基本額	第1段階	第2段階	第3段階①	第3段階②	1日あたり 備考
食費	日額 1,700円	300円	390円	650円	1,360円	外泊時は、月6日を限度として、居住費がかかります。
	月額 51,000円	9,000円	11,700円	19,500円	40,800円	
多床室利用の方	日額 437円	0円	430円	430円	430円	
	月額 13,110円	0円	12,900円	12,900円	12,900円	
個室利用の方	日額 1,728円	550円	550円	1,370円	1,370円	
	月額 51,840円	16,500円	16,500円	41,100円	41,100円	
日用消耗品費	150円/日	4,500円/月	非課税	希望による口腔清拭用具、衛生用品等の費用。詳細は、重要事項説明書をご参照下さい。		
教養娯楽費	150円/日	4,500円/月	非課税	希望によるレクリエーション、娯楽用品などの費用。詳細は、重要事項説明書をご参照下さい		

■加算料金

内容	金額	税区分	備考
私物洗濯代 (施設洗濯希望者のみ)	特大 1枚あたり 400円	非課税	タオルケット、寝巻き等
	大 1枚あたり 200円	非課税	パジャマ上下、シャツ、ズボン、靴、バスタオル、防水シーツ等
	小 1枚あたり 70円	非課税	靴下、下着、パンツ、ハンカチ、タオル等
特別な室料	1,100円/日	税込み	
その他各個人	文書代 5,000~22,000円	税込み	作成内容による
要望の諸経費	理美容代 1,800円~/回	税込み	希望する場合。
	電気代 50円・100円/日	税込み	個人的に使用する電気器具 ※詳細は重要事項説明書を参照
新聞代等	実費		個人用として希望する場合

市町村より「介護保険負担限度額認定証」を受領された方は補足給付の対象となり、上記利用者負担段階のとおり、食費、居住費が減額されます。

利用料減免事業について

「聖・オリーブの郷」では、社会福祉法第2条第3項第10号の規定により、生計困難者を対象とする費用の減免事業を行っております。長期入所・短期入所・通所リハビリテーションすべてに適用されますので、減免担当の相談員までお問い合わせください。

施設の職員体制・職務内容

職員	常勤	夜間	令和6年8月1日 現在	
			職務内容	
・管理者(医師)	1人		総括管理及び指導、利用者に対する医学的管理	
・医師	1人以上		利用者に対する医学的管理	
・事務長	1人		施設運営に関する管理	
・支援相談員	1人以上		利用者・家族に対する相談援助	
・介護支援専門員	1人		施設サービス計画書の作成	
・理学療法士	2人以上 (通所兼務)		リハビリテーション計画作成と機能訓練	
・作業療法士				
・言語聴覚士				
・看護職員	10人以上	1人	利用者の健康管理と医療補助	
・介護職員	24人以上	3人	施設サービス計画書に基づく介護を行う	
・薬剤師(委託)	1人委託		医師の指示により薬剤の調合管理	
・管理栄養士	1人		利用者や家族に対する栄養指導	
・栄養士	1人以上		献立の作成、調理指導	
・調理員	若干名		食事の調理給食を実施	
・事務職員	若干名		事務的業務・介護報酬・利用料請求	
・営繕管理職員	若干名		施設の営繕管理	

* 夜勤の職員体制 看護職員1名 介護職員3名の4名で対応いたします。

* 入所定員 100名

サービス内容

- 施設サービス計画の立案
- 食事(原則として食堂でおとりいただいております。)
朝食：午前8時より 昼食：午後0時より 夕食：午後6時より
- 入浴(週に2回が基準となりますが、利用者の身体の状態に応じて、清拭となる場合もあります。)
- 医学的管理・看護
- 介護
- 機能訓練(リハビリテーション、レクリエーション)
- 相談援助サービス
- 栄養管理
- 理美容サービス
- 行政手続代行
- 衣類洗濯
- その他

* これらサービスの中に、利用者の方から基本料金とは別に利用料金をいただくものもありますので、具体的にご相談ください。